

高槻市立保育所等における午睡用寝具リース業務仕様書

1 業務名

高槻市立保育所等における午睡用寝具リース業務

2 業務の目的

本業務は、午睡用寝具リース業務の導入により、保護者の利便性の向上及び負担軽減に寄与することを目的とする。

3 業務実施場所及び在籍者数（令和8年9月1日現在）

NO	施設名	所在地	在籍者数						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	如是保育所	東五百住町3-5-12	6	12	18	24	24	24	108
2	大塚保育所	大塚町2-20-5	6	12	13	20	21	22	94
3	阿武野保育所	宮田町2-34-18	6	12	16	20	21	20	95
4	川西保育所	川西町2-32-1	6	16	21	27	29	30	129
5	北昭和台保育所	北昭和台町18-7	6	16	18	28	26	29	123
6	春日保育所	春日町22-2	6	12	16	24	26	24	108
7	芝生保育所	芝生町2-10-30	6	16	21	26	27	30	126

NO	施設名	所在地	在籍者数						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	桜台認定こども園	登町9-2	6	12	14	20	20	24	96
2	高槻認定こども園	八丁畷町12-5	9	12	18	26	30	30	125
3	五領認定こども園	神内2-17-10	6	12	13	22	22	22	97
4	三箇牧認定こども園	三島江1-13-6				10	12	13	35
5	たかつき芥川認定こども園	真上町1-2-6				26	25	13	64
6	阿武野認定こども園	氷室町4-16-1				10	10	6	26
7	北清水認定こども園	安岡寺町6-2-2				20	20	20	60
8	松原認定こども園	沢良木町18-2				23	23	23	69
9	(仮称)いわて遊学園	古曽部町2-8-9	6	18	18	24	25	29	120

※認定こども園の在籍者数は、午睡のある保育認定児の数。

※NO7～9は令和9年度新設園のため、定員の数。

NO	施設名	所在地	在籍者数						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	西大冠幼稚園	城南町3-1-2				8	12	12	32

※幼稚園の在籍者数は、午睡のある預かり保育対象児の数。

4 留意事項

- (1) 午睡については、保育所は5歳児の1月頃まで、認定こども園及び幼稚園は4歳児までから5歳児の秋頃まで（園によって異なる）を目安に実施している。
- (2) また、高槻市では公立就学前児童施設の統廃合を進めており、施設数に変更が生じる可能性がある。（別添「第3次高槻市立認定こども園配置計画 概要版」のとおり）

5 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

6 業務内容

上記3の施設の在籍児童の保護者のうち、希望する者に対し、午睡用寝具リース業務を提供すること。ただし、下記の仕様を満たすこと。

- (1) 保護者と事業者の直接契約とし、利用料金の支払いに関する一切の手続きを保護者と事業者間で行うこと。
- (2) 利用料金は月額3,000円（税込み）以下とする。
※利用料金は上記5の期間中変更しないこと。
- (3) 午睡用寝具は、敷布団、掛布団（それぞれシーツまたはカバー付き。）とすること。なお、夏季は掛布団の代わりにタオルケットとし、タオルケットの採用時期は各導入施設と協議のうえ決定することとする。
- (4) 敷布団は頻回の交換の必要がない、通気性のよい素材を使用した製品とすること（綿布団は不可とする）。
- (5) 敷布団のシーツまたはカバーは週1回の交換をすること（シーツまたはカバーの交換作業については、保護者が各自行うものとする。）。なお、納品については、収納に係る負担軽減のため、1枚ずつ折りたたんで納品することとする。
- (6) リース形態については、下記の形態に対応すること。ただし、③については三箇牧認定こども園のみの対応とする。
 - ①敷布団及び掛布団（夏季はタオルケットとする。それぞれのシーツまたはカバーの交換を含む。）
 - ②敷布団のみ（シーツまたはカバー交換を含む。）
 - ③掛布団及びコット用シーツ（夏季はタオルケットとする。それぞれのシーツ及びカバー交換を含む。） ※使用するコットの寸法（長さ：132cm、幅：53cm）
- (7) ネームタグなど、使用者を識別できる機能を有すること。
- (8) 午睡用の寝具が排泄物や吐しゃ物、血液等により汚れた場合、交換時期の前でも、事業者により速やかに引き取り、清潔な寝具と交換等の対応を行うこと。
- (9) 保護者及び保育所等の職員の負担軽減に努めること。
- (10) 保護者からの、業務に付随する質問や苦情等について、責任をもって対応すること。
- (11) 本業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (12) その他、仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じた事項については、協議によりこれを定める。